

## 基本制度 WT 第 6 回会合の議題に対する全保協の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

### 1. 幼保一体給付について

- (1) 新システムの構築にあたっては恒久的な財源確保が前提であること。財源なくして、新システムへの移行を断行しないこと。
- (2) 新システムにあたっては、量の拡充とともに、質の向上をもたらすものとする
- (3) 給付については、公定価格とすること。また、家庭の所得により子どもの受ける保育サービスに格差が生じないようにすること。
- (4) 児童福祉の理念により、セーフティネットとしての機能を確保するためには、一定の固定費が確保された月額単価設定とすること(実利用量ではなく必要量に応じた)。

### 2. 多様な保育サービスについて

- (1) 多様な保育サービスに指定制を導入するにあたっては、いずれの類型にあっても、児童福祉施設最低基準を準拠すること。また、それぞれ単独事業としてなりたつ仕組みとすること。

#### (2) 小規模保育について

##### 家庭的保育事業

- a) 家庭的保育事業についても、保育の質の観点から、担い手は保育士とし、児童福祉施設最低基準と同じ面積基準を確保することが必要である。また、密室性の回避、保育者の体調不良等への対応、3歳以上の子どもたちの集団保育の保障の視点から、こども園(仮称)との連携を必須とするべきである。
- b) 家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模保育の仕組みについては、児童福祉施設最低基準を満たしていない小規模保育を推進することにつながり、質の低下を招く恐れがあることから、容認することはできない。
- c) 家庭的保育事業に、こども園(仮称)が積極的に関わるためのインセンティブが働く仕組みが必要である。

##### 居宅訪問型保育

- a) 予算補助事業として、ベビーシッター派遣事業等を想定しているとのことだが、実施方法や質の確保をどのように図るのが課題になると考えられる。質の確保を図るために、こども園(仮称)を拠点として、保育士を派遣する仕組み等を基本とした事業とするべきである。
- b) 保育の必要性の認定の基準をどのように構築するかも課題となる。

##### こども園(仮称)連携型小規模保育

- a) 小規模保育の機能特化型、- 例えば乳児、夜間、病児・病後児等については、多様なニーズへの対応には有効であると思われる。ただし機能特化型の小規模保育には、事業がなりたつ仕組みとするために、最低保障としての固定費等が必要である。
- b) 小規模保育は、専門性を有する多様な保育士等を配置することが難しいと考えられる。子どもの発達保障・集団性の確保の視点からも、こども園(仮称)等の支援体制が必要不可欠である。

##### 多機能型小規模保育

- a) 多機能型小規模保育は、人口減少地域のみではなく、待機児童が発生している都市部でも有効である。ただし、小規模であっても最低基準のもとに保育の質を確保するための条件が必要不可欠である。

- b) 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育(幼児教育を含む)を受けることを可能とするために、小規模保育が必要である。とくに多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能になる。
  - c) へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっている。過疎等で子どもが少ない地域にあっては、むしろ地方自治体の福祉への負担割合が高く、子ども集団の保障の観点から、財政支援をはかる必要がある。
- (3) 短時間利用者向け保育については、「こども園(仮称)」における保育の必要度の認定の仕組みや利用時間の設定と大きく関係するものである。別類型として短時間利用者向け保育を整備するよりも短時間利用者であっても「こども園(仮称)」を利用できるようにするべきである。
  - (4) 早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置、環境整備を具体化することが必要である。
  - (5) 事業所内保育施設を公的保育サービスの一つとして位置づけることについては、保育の質の確保のための環境整備等が必要である。最低基準に準拠して整備を推進する必要がある。また、地域の子育て家庭等への支援についても、一定程度確保するべきである。

### 3. 認可制と指定制の関係について

- (1) 指定基準(設備や人員配置等サービスの質に関する基準)は、現在、国が定めている児童福祉施設最低基準を上回るように定めること。
- (2) 保育所等の運営費は、その7~8割が人件費であり、また子どもの保育に直接関係する費用で積みあげられている実態を踏まえ、指定事業者にも事業に関わる資金収支の公表を義務づけること。
- (3) 認可制度と指定制度を整理する際には、社会福祉法人の使命・役割とそのことに見合った評価が必要。社会福祉法人の使命として、これまで認可保育所が行ってきた、地域の子育てを支え、地域に開かれた児童福祉施設であるとともに、地域におけるソーシャルワーク機能を発揮していく存在として位置づけること。
- (4) 認可外の施設を指定するにあたっては、質の担保を図るために、ある一定の期間内に認可を取ることを基本として進めること。
- (5) 「指定」される事業者の参入がない地域においても、公的保育の保障が確保されるよう、市町村の基盤整備責務を明確に位置づけること。
- (6) 指定制の導入により、サービス供給の過当競争が生じないよう、市町村新システム事業計画(仮称)で示されたサービス供給量をもとに調整を図ることを責務として位置づけること。

### 4. イコールフットイングについて

- (1) 事業者の特性・規制などに基づく本質的な条件を明確にする必要がある。社会福祉法人は自己負担が1/4あるにも関わらず、解散する際には、他の社会福祉法人に譲渡する以外は、全額、国に返還することが義務付けられている。
- (2) 運営費の適切な使途に向けた使途制限、使途の公開、繰越金等の使途計画等を具体化すること。運営費の使途制限、使途の公開において、とくに子どもへの保育内容、保育士等の労働条件(研修体系、福利厚生含む)に関わるチェックを監査等で行い、指導をする仕組みを担保することが必要。
- (3) 会計基準については、運営費が子どものために使われるものであることから、その使途が明確にされるように、社会福祉法人会計基準等の適用を原則とするべきである。